|  |
| --- |
| 就任承諾書兼申立書　社会福祉法人○○会が設立された際には、役員（理事）に就任することを承諾します。理事に就任するにあたり、私は、次の点について、申し立てます。１　社会福祉法（以下「法」という。）第44条第１項により準用される法第40条第1項各号に掲げられる欠格事由に該当しないこと。２　暴力団員等の反社会勢力の者ではないこと。３　法第44条第６項及び同法施行規則第２条の10で規定する特殊な関係がある者がいないこと。　　なお、法人設立認可前に申し立てておりますが、法人設立認可後においては、理事会で選任される理事長に、上記事項に相違ないことを誓うものです。　　令和　年　月　日　　　　　　　　　　　住　所　　秋田市〇〇〇〇〇〇番　号　　　　　　　　　　　氏　名　　△　△　　△　△　　　　　実印　社会福祉法人　〇○会　　　設立代表者　　○○　○○　　様 |

【記載例６―１】

**就任承諾書兼申立書Ａ（理事就任用で特殊な関係者がいない場合）**

【社会福祉法】

　（評議員の資格等）

第40条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

　(1) 法人

　(2) 成年被後見人又は被保佐人

　(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　(4) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　(5) 第56条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

　（役員の資格等）

第44条　第40条第１項の規定は、役員について準用する。

　（略）

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊な関係がある者が３人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

【社会福祉法施行規則】

　（理事のうちの各理事と特殊の関係がある者）

第２条の10　法第44条第６項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

　(1) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　(2) 当該理事の使用人

　(3) 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　(4) 前２号に掲げる者の配偶者

　(5) 第１号から第３号まで掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

　(6) 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この各号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。）

　(7) 　　（略）